

2022年4月1日

東京都品川区大崎一丁目11番1号

三井金属鉱業株式会社

代表取締役社長 納 武士



大阪府貝塚市港14番地

三井金属パーライト株式会社

代表取締役社長 寺田 明弘



### 新設分割に係る事後開示書類

(会社法第811条第1項第1号および会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

三井金属鉱業株式会社（以下、「分割会社」といいます。）は、2022年2月9日付新設分割計画書に基づき、2022年4月1日を効力発生日として三井金属パーライト株式会社（以下、「新設会社」といいます。）を新たに設立し、分割会社のダイカスト事業に関する権利義務を承継させる新設会社分割（以下、「本件新設分割」といいます。）を行いました。本件新設分割に関し、会社法第811条第1項第1号および会社法施行規則第209条各号に定める事項は、以下に記載のとおりです。

#### 1. 本件新設分割が効力を生じた日

本件新設分割が効力を生じた日は、2022年4月1日です。

#### 2. 会社法第806条および第808条の規定ならびに会社法第810条の規定による手続の経過

##### (1) 反対株主の株式買取請求手続の経過

本件新設分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割であり、会社法第806条の適用がありませんので、同条の規定による反対株主の株式買取請求に関する手続は実施していません。

##### (2) 新株予約権買取請求手続の経過

本件新設分割に際して、会社法808条第1項第2号の定めに該当する新株予約権はありませんので、同条の規定による新株予約権買取請求に関する手続は実施していません。

(3) 債権者保護手続の経過

本件新設分割に際して、分割会社から新設会社が承継する債務については、その一切を分割会社が重疊的債務引受により連帯して負担し、当該債務に関する債権者が不利益を被ることはないため、会社法第 810 条の規定による債権者保護に関する手続は実施しておりません。

3. 本件新設分割により新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設会社は、2022 年 4 月 1 日をもって、新設分割計画書に記載のとおり、分割会社のパーライト事業に関する権利義務を承継いたしました。その結果、承継した資産の額は 2,677 百万円、負債の額は 2,067 百万円（いずれも 2022 年 2 月 28 日現在の分割会社の貸借対照表に基づく概算額）となっております。

4. その他本件新設分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

